

公益財団法人 日本サッカー協会  
2021 年度 第 3 回理事会

日 時：2021 年 3 月 11 日（木）

決議事項

<p><b>1. 定時評議員会開催の件</b></p> <p>以下の通り、定時評議員会を開催したい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 開催日時：2021 年 3 月 28 日(日)10:00～</li><li>2. 会場：WEB 会議システム</li><li>3. 議題：決議事項<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 評議員 2 名 選任の件</li><li>(2) 役員の報酬総額及び退職慰労金総額の改廃、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」改正及び監事報酬額の件</li></ol></li></ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 2020 年度 決算・事業報告の件</li></ol>
<p><b>2. 東日本大震災 10 年 特別功労者表彰の件</b></p> <p>表彰規則の規定に基づき、東日本大震災 10 年特別功労表彰を行いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 主旨 東日本大震災復興支援活動を支えてくれた国内外の多くのサッカーファミリーに感謝の意を表するとともに、特に、復興支援活動に多大な貢献をした方々、および被災した子どもたちのサッカー活動の継続のために多大な貢献をされた方々に対して、JFA として「東日本大震災 10 年 特別功労者」として表彰することとしたい。</li><li>(2) 表彰者の対象（基本方針）<ol style="list-style-type: none"><li>①日本のサッカー界が行ってきた復興支援活動を内外から支えてくれた方々で、特に貢献度が高い団体・個人</li><li>②サッカーを通じた復興支援活動の地元受け皿となり、かつ、地元の子どものサッカー活動の継続に尽力したチーム・団体・個人で、特に貢献度が高いチーム・団体・個人</li></ol></li><li>(3) 表彰者の決定 表彰規則第 6 条に基づき、表彰者は理事会で決議するところであるが、本件に限り、上記「表彰者の対象（基本方針）」に基づき、JFA 事務局にて表彰者を最終決定するものとした。</li></ol>
<p><b>3. ユニフォーム規程改正の件</b></p> <p><b>(決議) 資料 1 ①②</b></p> <p>ユニフォーム規程第 7 条〔広告の掲示(2)－広告の様式〕の「シャツ背面裾」の掲出位置について、誤った解釈が散見されるため、改正したい。</p> <p>また、日本女子プロサッカーリーグからの要望により、ユニフォーム規程 第 10 条〔適用除外〕に日本女子プロサッカーリーグを追加したい。</p>
<p><b>4. プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則等改正の件</b></p> <p><b>(決議) 資料 2 ①②③④⑤</b></p> <p>昨年 12 月の FIFA カウンシルにおいて、FIFA 規則(選手の地位及び移籍に関する規則)が一部改正された(2021 年 1 月 1 日施行)。そのうち、国内規則においても同様の規定を定めなければならない</p>

とされている箇所について本協会の各規則を改正したい。

主な改正点は以下の通り。

### 1. 女性選手特有の権利保護に関する規定

#### ・産休の定義及び産休中の報酬の保証

産休を最低 14 週間の有給休暇として定義し、選手に対してこの期間中に報酬の 3 分の 2 に相当する金額を受け取る権利を保証する。

#### ・妊娠/出産した選手の権利保障（4 つの権利）

女性選手に対して以下の 4 つの権利を保障する。

(1) 妊娠後も主治医等が認めた場合にはサッカー活動を継続する権利

(2) サッカーの継続が危険と判断された場合でも、サッカー以外の形での代替役務を提供する権利

(3) 産休の開始日を自ら決定する権利

(4) 出産後にサッカー活動を再開する権利

#### ・妊娠/出産を理由にした契約破棄の禁止

妊娠や出産を理由とした契約破棄を禁止し、これがあつた場合にはクラブには損害賠償金の支払い義務と懲罰が課されることを規定する。また、この場合の損害賠償金の算定方法についても規定する。

#### ・妊娠/出産した選手に係る登録上の例外ルール

妊娠した本人だけでなく、当該選手の代替として登録される選手についても登録ウィンドー外での登録を認める。

#### ・出産後にサッカー活動を再開した選手への配慮義務

出産後のサッカー活動において、選手には授乳等の機会を与えられるものとし、クラブはそのための適切な施設の準備をしなければならない。

### 2. シーズンの定義の変更

規則上のシーズンの定義を「初回の登録ウィンドーの開始日から 12 か月間」と定める。

### 3. ブリッジ移籍の禁止

本協会及び FIFA の各種規則（育成費用に関する規則等）の適用の回避を意図した移籍（ブリッジ移籍）を禁止する。

### 4. クラブによる正当事由無き契約解除時の損害賠償金計算方法

クラブが正当事由無く契約解除した場合に選手に支払うべき賠償金の金額の算出方法を FIFA 規則に合わせて規定する。

※改正の対象となる規則は以下の各規則

・女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

・プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

・サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

・プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則

・フットサル選手の登録と移籍等に関する規則

## 5. 懲罰規程改正の件

### (決議) 資料 3

昨年の J リーグにおける懲罰制度の変更に伴い行った懲罰規程の改正（2020 年 1 月理事会にて承

認)に関して、一部対応が不十分であったため追加の改正をしたい。なお、第4条第1項3号の改正(罰金の納付先の変更)に関しては、2021年2月1日に遡って適用する。

### 6. 事務局組織再編及び諸規則改正の件

#### (決議) 資料4①②

#### 1. 事務局組織再編 -本部制の導入-

本協会の中期計画の考え方に基づき、「フットボール」、「組織」、「ビジネス」の領域に則った3本部制の組織デザインとしたい。

#### 2. 本部制導入に伴う処遇並びに諸規則改正の決定

1 事務局組織運営規則(決裁機関:理事会)

2 事案決裁規則(決裁機関:理事会)